

2014/04/25

ゲートリンクサービス契約約款

平成26年4月1日

アビコム・ジャパン株式会社

目次

第1章	総則	3
第1条	約款の適用	3
第2条	約款の変更	3
第3条	用語の定義	3
第3条2	外国の法令等における取扱制限	5
第2章	ゲートリンクサービスの種類及び提供区域等	5
第4条	ゲートリンクサービスの種類	5
第5条	基本サービスの細目等	5
第6条	ゲートリンクサービスの提供区域等	5
第3章	契約	5
第1節	基本サービス	5
第7条	契約の単位	5
第8条	加入契約回線の終端	5
第9条	契約申込みの方法	5
第10条	契約申込みの承諾	5
第11条	最低利用期間	6
第12条	アクセスポイント	6
第13条	航空機局	6
第14条	電子証明書	6
第15条	契約内容等の変更	6
第16条	利用の一時中断	6
第17条	利用権の譲渡	6
第18条	契約者が行う契約の解除	7
第19条	当社が行う契約の解除	7
第20条	その他の提供条件	7
第4章	利用中止等	7
第21条	利用中止	7
第22条	利用停止	7
第5章	通信	8
第23条	提供区域	8
第24条	通信利用の制限	8
第24条2	相互接続する電気通信事業者の契約約款等による制限	8
第6章	料金等	8
第1節	料金及び工事費	8
第25条	料金及び工事に関する費用	8
第2節	料金等の支払義務	8
第26条	基本料金、アクセスポイント利用料金、航空機利用料金、 広帯域 WAN 利用料金、ラヂウス認証利用料金の支払義務	8
第27条	設定一時金、航空機登録料金及び手続きに関する料金の支払義務	9
第28条	工事費の支払義務	9
第3節	料金の計算等	9
第29条	料金の計算方法等	9
第4節	割増金及び延滞利息	9
第30条	割増金	9
第31条	延滞利息	10
第7章	保守等	10

第32条	契約者の維持責任	10
第33条	契約者の切分責任	10
第8章	損害賠償	10
第34条	責任の制限	10
第35条	免責	10
第9章	雑則	11
第36条	承諾の限界	11
第37条	利用に係る契約者の義務	11
第38条	加入契約回線等の設置場所の提供等	11
第39条	契約者に係る情報の利用	11
第40条	技術資料の閲覧	11
第41条	契約者からの通知	11
第42条	法令に規定する事項	11
第43条	閲覧	12
第44条	裁判管轄	12
第45条	協議事項	12
別表	ゲートリンクサービスにおける基本的な技術的事項	12
1.	航空機局に搭載する無線LAN設備	12
別記		13
1.	ゲートリンクサービスの提供区域	13
2.	契約申込書に記載する事項	13
3.	契約者の地位の承継	13
4.	契約者の氏名等の変更の届出	13
5.	加入契約者回線等の設置場所の提供等	13
6.	自営端末設備の接続	13
7.	自営端末設備に異常がある場合等の検査	14
8.	自営電気通信設備の接続	14
9.	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	15
10.	当社の維持責任	15
11.	技術資料の項目	15
料金表		16
通則		16
第1表	料金	17
第2表	別に定める実費の算定方法	19
附則		21

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 アビコム・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するゲートリンクサービスは、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示408号）、電波法（昭和25年法律第131号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令による規定によるほか、このゲートリンクサービス契約約款によって提供します。なお、前記法令等の規定とこの約款の規定との間に矛盾がある場合には、前記法令等における強行法規に反しない限りにおいてこの約款が優先的に適用されます。

(約款の変更)

第2条 当社は、適宜この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 契約	当社からゲートリンクサービスを受けるための契約
2 契約者	当社と契約を締結している者
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 ゲートリンクサービス	当社が提供する電気通信サービスであって、無線LAN設備を使用して、航空機局と契約者自営端末設備又は自営電気通信設備との間でデータ通信を行うサービス
5 ゲートリンクサービス取扱所	ゲートリンクサービスに関する業務を行う当社の事業所（センター及び空港局）
6 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、その他の電氣的設備
7 電気通信回線設備	電気通信設備のうち、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される設備並びにこれらの附属設備
8 無線LAN設備	無線通信でデータの送受信を行うための電気通信回線設備
9 アクセスポイント	無線LAN設備のアンテナ（AP：アクセスポイント）
10 加入契約回線	契約に基づいてゲートリンクサービス取扱所に設置されるセンター設備と契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備との間に設置される電気通信回線
11 航空機局	AEEC（航空電子技術委員会）勧告の仕様に基づくゲートリンクアビオニクスを搭載する航空機に設置する無線LAN設備
12 空港局	航空機局にゲートリンクサービスを提供するために当社が空港内に設置する電気通信設備の設置場所
13 空港局設備	航空機局にゲートリンクサービスを提供するために当社が空港局に設置する電気通信設備
14 センター設備	ゲートリンクサービスを提供するために当社の通

	信センターに設置する電気通信設備
15 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者以外のものが設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者（事業法第9条の規定により登録を受けた者又は同法第16条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じ。）もしくは、それに準ずる契約等に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
18 他社接続回線	相互接続点において、当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社が別に定める電気通信事業者が設置するもの
19 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 VLAN	ネットワーク機器の機能により、物理的な接続形態とは別に、同一の仕様による航空機局を仮想的にグループ化し当社電気通信回線設備と接続する仮想的なネットワーク
21 ゲートリンクWAN回線	ゲートリンクサービスを提供するため、センター設備と空港局設備間およびセンター設備と契約者の自営端末設備または自営電気通信設備間にデータ通信を提供する広域専用回線
22 空港側WAN回線	ゲートリンクWAN回線のうち、空港局設備およびセンター設備間にデータ通信を提供する広域専用回線
23 契約者側WAN回線	ゲートリンクWAN回線のうち、センター設備および契約者間にデータ通信を提供する広域専用回線
24 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
25 AEEC	航空電子技術委員会：The Airlines Electronic Engineering Committee
26 ARINC CHARACTERISTIC 763-3	AEECで2005年7月11日に採択されたNETWORK SERVER SYSTEM（NSS）に関する仕様書
27 ARINC SPECIFICATIONS 822	AEECで2006年10月11日に採択されたAIRCRAFT/GROUND IP COMMUNICATIONに関する仕様書
28 電子証明書	認証局(CA)が発行する、デジタル署名解析用の公開鍵が正しいことを証明するデータ。
29 ラディウス認証	RADIUS（Remote Authentication Dial-In User Service）は、リモート認証およびアクセスを実現するために使用されているセキュリティ・プロトコルで、ゲートリンクサービスでは電子証明書により

	認証を行っている。
--	-----------

(外国の法令等における取扱制限)

第3条の2 ゲートリンクサービスの取扱に関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 ゲートリンクサービスの種類及び提供区域等

(ゲートリンクサービスの種類)

第4条 ゲートリンクサービスには次の種類があります。

種 類		内 容
基本サービス		契約者航空機局、契約者自営端末設備又は契約者自営電気通信設備との間のデータ通信を媒介するサービス

(基本サービスの細目等)

第5条 ゲートリンク基本サービスには、次の細目があります。

細目	内 容	適用VLAN数
第1類	ARINC SPECIFICATION 822 準拠の航空機局対応	2
第2類	ARINC CHARACTERISTIC 763-3 準拠の航空機局対応	2
第3類	上記以外であって当社が認めた航空機局対応	別途定めます

(ゲートリンクサービスの提供区域等)

第6条 当社のゲートリンクサービスは、別記1に定める区域において提供します。

第3章 契約

第1節 基本サービス

(契約の単位)

第7条 当社は、基本サービスについて一の契約者ごとに一の契約を締結します。

2 契約者は一の契約ごとに一または複数の細目を指定します。

3 当社との間で契約を締結できる者は、一の契約につき一人に限ります。

(加入契約回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、相互接続する電気通信事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤、又は回線終端装置を設置し、これを加入契約回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置地点を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込の方法)

第9条 契約の申込は、別に定める事項について記載した当社所定の契約申込書の契約事務を行うゲートリンクサービス取扱所への提出により受け付けます。

(契約申込の承諾)

第10条 当社は、契約の申込があつたときには、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には承諾しないことがあります。

(1) サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約の申込者がサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他サービスの業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 本契約約款で明記していない事項等については承諾書に記載し、承諾書記載事項が優先的に適用されます。

(最低利用期間)

第11条 サービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から3年間とします。ただし、成田国際空港のアクセスポイント利用料金、ならびに平成24年10月1日以前にサービスの提供を開始した航空機利用料金については1年間とします。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、サービスの区分による細目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、残存期間相当分の料金表に定める額の支払いを要します。ただし、契約の解除の事由が、航空機の売却や退役等やむを得ないと判断される場合は、この限りではありません。

(アクセスポイント)

第12条 契約者は、一の契約ごとにゲートリンクサービス区域における利用アクセスポイントを指定します。

2 契約者は前項で指定したアクセスポイントごとに利用する細目を指定します。

(航空機局)

第13条 当社は、一の契約ごとにゲートリンクサービスを利用する全ての航空機局を登録します。

(電子証明書)

第14条 当社は、ラディウス認証を利用する航空機局に対し、登録と同時に電子証明書を発行します。

2 当社が発行する電子証明書の有効期限は発行の日から4年間とします。

3 電子証明書を付与した航空機局は電子証明書の有効期間内に更新手続きを受ける必要があり、契約者は、電子証明書の有効期限満了の1ヶ月前までに当社に対し書面にて(又は、「当社指定の書面により」)更新の申請を行います。

4 契約者が、電子証明書の有効期限満了の1ヶ月前までに更新の手続きを行わなかった場合は、有効期限の満了日を持って自動的に無効となり、当該航空機局はサービスを受けることが出来なくなります。

(契約内容等の変更)

第15条 当社は、契約者の請求によりサービスの区分による細目を変更します。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、それによります。

2 前項の請求は、当社は第10条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者の書面による請求によりサービスの利用の一時中断を行います。ただし、中断期間は6ヶ月以内とし、その間の料金について第26条第2項(1)によることとします。

2 前項によって中断された期間は、第11条第1項規定の最低利用期間に算定されません。

(利用権の譲渡)

第17条 利用権(契約者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければその効力を生じません。

2 利用権譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面による請求を要します。ただし、競売調書その他譲渡があったことを公的に証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権譲渡の承認を求められたときは、利用権を譲り受けようとする

る者が、ゲートリンクサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合を除いてこれを承認します。

4 利用権譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
(契約者が行う契約の解除)

第18条 契約者は、契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の60日前までに書面による当社への申し出を要します。

(当社が行う契約の解除)

第19条 当社は、第22条(利用停止)の規定によりサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除する場合があります。

2 当社は、契約者が第22条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときには、前項の規定にかかわらず、サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定によりその契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 契約者が下記の各号の一つに該当する場合は、当社は、直ちに契約を解除することができます。ただし、(4)の場合は、契約者が当社からの書面による催告を受けた日から30日経過しても契約事項を遵守しない場合は、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) 仮差押、仮処分、差押、競売若しくは滞納処分等の申立てを受け、又は、破産、民事再生若しくは会社更生の各開始申立てのあったとき

(2) 支払不能又は銀行取引停止処分等、契約者の資産に重大な変更を生じ、契約を維持しがたい状況になったとき

(3) 官公庁等から営業停止処分又は営業許可取消処分を受けたとき

(4) その他、契約に違反し、契約を維持しがたい事由が生じたとき

(その他の提供条件)

第20条 契約に係るその他の提供条件については、別に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合にはゲートリンクサービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第24条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりゲートリンクサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのゲートリンクサービスの料金その他債務(この約款の規定により、支払を要することとなったゲートリンクサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのデータ通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(2) 第37条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ゲートリンクサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前二項の規定により、ゲートリンクサービスの利用停止（前項の規定により、ゲートリンクサービスの一部の利用を停止する場合を含みます。以下同じとします。）をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第5章 通信

(提供区域)

第23条 ゲートリンクサービスに係る通信を取り扱う区域は、航空機局と別記1に定める区域のアクセスポイントとの間で支障なく電波の送受が出来る区域（以下「提供区域」といいます。）とします。

(通信利用の制限)

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、ゲートリンクサービスの利用を制限し、又は利用を中止する措置をとることがあります。

(相互接続する電気通信事業者の契約約款等による制限)

2 契約者は、相互接続する電気通信事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金を含みます。）等の規定により、ゲートリンクサービスに係る他社接続回線その他その電気通信事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、ゲートリンクサービスに係る通信を行うことはできません。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供するゲートリンクサービスの料金は、基本料金、アクセスポイント利用料金、航空機利用料金、広帯域WAN利用料金、ラヂウス認証利用料金、設定一時金、航空機登録料金、手続きに関する料金及び新規構築に関する料金とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するゲートリンクサービスの工事等に関する費用は一時金または月額料金とし、料金表の定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金、アクセスポイント利用料金、航空機利用料金、広帯域WAN利用料金、ラヂウス認証利用料金の支払義務)

第26条 契約者は、その契約に基づいてゲートリンクサービスの提供を開始した日を含む月について、料金表に定める月額料金の支払を要します。また、契約の解除があった日を含む月については、月額料金の支払いは要しません。（提供の開始日と廃止日が同一の月である場合は、月額料金の支払いを要します。）

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりゲートリンクサービスを利用できない状態が生

じたときの支払いは、次によります。

(1) 第16条により利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の全月額料金の支払を要します。

(2) 第22条により利用停止があったときは、契約者は、その期間中の全月額料金の支払を要します。

(3) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ゲートリンクサービスを利用できなかった期間中の全月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのゲートリンクサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じた場合に当社がそのことを知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（12時間の倍数である部分に限ります。）について、12時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのゲートリンクサービスについての料金。但し、相互接続する電気通信事業者の責めによる場合を除きます。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われている場合は、その料金を返還します。

(設定一時金、航空機登録料金及び手続きに関する料金の支払義務)

第27条 契約者は、その契約に基づいてサービスの提供を開始するためゲートリンクシステムに必要な設定を行う場合、およびサービスを利用する航空機の登録に関し、料金表に規定する料金の支払を要します。

2 契約者は、ゲートリンクサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第28条 契約の申込若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は料金表に規定する工事費の支払いを要します。契約者は、工事費の支払い方法について、料金表に規定する一時払いまたは月払いを選択することができます。

2 工事の着手前に契約の解除又はその工事の請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、工事費が既に支払われているときは、当社は、解除等の時点までに要した費用（消費税相当額を加算）を控除して工事費を返還します

工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等の連絡が当社にあったときまでに当社が着手していた工事の部分について、その工事に要した費用の負担を要します。この場合において、負担する額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 契約者からの個別要請に基づき、平成24年10月1日以降、新規に設備構築あるいは機能構築等の工事を完了し、工事に要した費用について月払いを選択した場合の最低利用期間は、第11条の条項に関わらず5年とし、契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、サービスの区分による細目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、残存期間相当分の料金表に定める額の支払いを要します。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第29条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第30条 契約者は料金または工事に関する費用の支払いを免れた場合は、その免れた額その他その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の二倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

(延滞利息)

第31条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払わなければなりません。ただし、支払い期日の翌日から10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

第7章 保守等

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持しなければなりません。

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、ゲートリンクサービスを利用できなくなったときには、加入契約回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をして下さい。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときには、当社は、ゲートリンクサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用は契約者の負担とし、その額は、派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額となります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第34条 当社は、ゲートリンクサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により提供しなかったときは、そのゲートリンクサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合、当社はゲートリンクサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（12時間の倍数である部分に限ります。）について、12時間（0.5日）ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのゲートリンクサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）第1（基本料金及びアクセスポイント利用料金）に規定する料金

(2) 料金表第1表（料金）第2（航空機利用料金）に規定する料金

- 3 第1項において、当社の故意または重大な過失によりゲートリンクサービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。ただし、損害賠償の範囲は相当因果関係があると認

められるものとしします。

(免責)

第35条 当社は、ゲートリンクサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるときには、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条においては改造等といいます。）を要する場合であっても、その費用は負担しません。

3 当社は、ゲートリンクサービスを利用して送受信される内容について、その安全性、正確性、確実性及び有用性等、いかなる補償も行わないものとし、一切の責任を負いません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、それを承諾することが技術的に困難なとき又は保守が著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、それによります。

(利用に係る契約者の義務)

第37条 契約者は、次の事項を順守しなければなりません。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、突発的な事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備又は自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に加入契約回線等を保留したまま放置し、その他の通信に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備について、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、契約者以外の第三者の行為についても当社に対して責任を負わなければなりません。

3 契約者が、前二項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、その補充、修繕その他の工事等に必要の費用は契約者の負担とします。

(加入契約回線等の設置場所の提供等)

第38条 加入契約回線等の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

(契約者に係る情報の利用)

第39条 当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係わる契約の申込、契約の締結、工事その他の当社又は協定事業者等の契約約款等の規定に係わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報と当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術資料の閲覧)

第40条 当社は、当社が指定するゲートリンクサービス取扱所において、ゲートリンクサービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者からの通知)

第41条 契約者は、加入契約回線等について、第9条（契約申込の方法）に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときには、その内容について速やかに当社に通知して下さい。

(法令に規定する事項)

第42条 ゲートリンクサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第43条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は別に閲覧に供します。

(裁判管轄)

第44条 この約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所として処理することとします。但し、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所における調停によることも可能とします。

(協議事項)

第45条 この約款に定めなき事項またはこの約款に疑義が生じた場合、もしくはこの約款により難い特別な事情があつて契約者から申し出があつた場合は、当社と契約者は双方誠意をもって協議し、速やかに解決を図るものとします。

別表 ゲートリンクサービスにおける基本的な技術的事項

1. 航空機局に搭載する無線LAN設備

無線設備規則第49条の14第4項並びにAEECにより採択された関係仕様書(ARINC CHARACTERISTIC 763-3及びARINC SPECIFICATION 822)に適合していること。

別記

1. ゲートリンクサービスの提供区域

次の各項の区域において提供します。

提供区域
東京国際空港
成田国際空港
大阪国際空港

2. 契約申込書に記載する事項

- (1) ゲートリンクサービスの種類による細目
- (2) ゲートリンクサービスの提供に必要な航空機局の事項
- (3) ゲートリンクサービスの提供に必要な契約者自営端末又は契約者自営電気通信設備の事項
- (4) 当社回線に係る終端の場所
- (5) その他申込の内容を特定するために必要な事項

3. 契約者の地位の承継

- (1) 相続、又は法人の合併、又は会社分割によりゲートリンクサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてゲートリンクサービス取扱所に届け出て下さい。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が複数の時は、そのうちの一人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て下さい。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの一人を代表者として取り扱います。

4. 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにゲートリンクサービス取扱所に届け出て下さい。
- (2) (1) の届出の際に、当社はその届出があった事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

5. 加入契約回線等の設置場所の提供等

- (1) 加入契約回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が加入契約回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者が提供するものとします。
- (2) 当社が契約に基づき設置する端末装置その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、加入契約回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置するものとします。

6. 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の

請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア. その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ. その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その加入契約回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7. 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、加入契約回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等の規定等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を加入契約回線から取りはずしていただきます。

8. 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア. その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ. その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その加入契約回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9. 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

加入契約回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10. 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11. 技術資料の項目

ゲートリンクサービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料の項目は、電気通信回線設備と端末設備の分界点、基本的な通信形態、各種選択事項です。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者が、その契約に基づき支払う料金のうち、基本料金、アクセスポイント利用料金、航空機利用料金及び広帯域 WAN 利用料金は料金月（一の暦月の初日から最終日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

2. 当社は、前項の料金については日割りしません。ただし、契約者の責めによらない理由によりサービスを全く利用できなかったとき又はサービスの接続休止をしたときは、定額利用料をその利用日数に応じて日割りにします。その場合の日割りは料金月の日数により行います。

(端数処理)

3. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

4. 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関において支払わなければなりません。ただし、振込費用は契約者の負担とします。

(消費税相当額の加算)

5. 第 25 条（料金及び工事に関する費用）から第 28 条（工事費の支払い義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表で定める額に、その時点で適用される消費税法に基づく消費税相当額を加算した額とします。

6. なお、請求額は、個別の税抜き価格の合計額から税額を算出するため、実際の請求額は、個々の税込み価格と異なる場合があります。

第1表 料金

第1 基本料金及びアクセスポイント利用料金

1. 適用

基本料金及びアクセスポイント利用料金は、契約者ごとに利用する空港に応じて適用します。アクセスポイント利用料金は、利用するアクセスポイント数及びVLAN数に応じて適用します。

2. 料金額

料金額は空港局ごとに設定します。

空港局区分	料金種別	適用	料金額/月額
東京国際 空港	基本料金	アクセスポイント (アクセスポイント 202番を除く)	無料
		アクセスポイント (アクセスポイント 202番の場合)	50,000円 (税別)
	アクセスポ イント利用料金	1アクセスポイント ごとに(VLAN数 は3個まで)。	50,000円 (税別) 利用契約者数が複数の場合、当社 がその都度指定した比率により按 分するものとします。
		VLAN数1個追加 ごとに	10,000円 (税別) 利用契約者数が複数の場合、当社 がその都度指定した比率により按 分するものとします。
成田国際 空港	基本料金		100,000円 (税別)
	アクセスポ イント利用料金	1アクセスポイント ごとに(VLAN数 は1個まで)	別に算定する実費相当額を月額料 金として請求します(注1)
		VLAN数1個追加 ごとに	別に算定する実費相当額を月額料 金として請求します(注1)
		Radius サーバール ーティング用 VLAN を利用する場合	別に算定する実費相当額を月額料 金として請求します(注1)
大阪国際 空港	基本料金		118,300円 (税別)
	アクセスポ イント利用料金	1アクセスポイント ごとに(VLAN数 は3個まで)	別に算出する実費相当額を月額料 金として請求します(注1)

第2 航空機利用料金

1. 適用

航空機利用料金は、契約者ごとに利用する航空機数に応じて適用します。

2. 料金額

契約者の航空機1機ごとに150,000円/月額(税別)を設定します。

第3 広帯域WAN利用料金

1. 適用

広帯域WAN利用料金は、空港局設備とセンター設備およびセンター設備と契約者宅内の
自営端末設備または自営電気通信設備とをゲートリンク用WANで接続する場合に適用
します。

2. 料金額

別に算定する実費相当額を月額料金または一時金として請求します（注2）。

第4 設定一時金

1. 成田国際空港

1. 1 適用

成田空港における設定一時金は、同空港において下記の事項を設定する場合に適用しま
す。

- (1) アクセスポイント開通工事、ただし1アクセスポイントかつ1VLANごとに
- (2) ポート開通工事、ただし1VLANごとに
- (3) ラディウスサーバールーティング設定料、ただし1アクセスポイントごとに

1. 2 料金額

別に算定する実費相当額を一時金として請求します（注3）。

第5 航空機登録料金

1. 適用

航空機登録料金は、契約者ごとに利用する航空機局をゲートリンクシステムに登録する際
に適用します。

2. 料金額

航空機局の登録時に一時金として100,000円（税別）を設定します。予備の航空機
局及び契約者擬似航空機局の登録についても航空機局の登録と同等の料金額を請求しま
す。

第6 ラディウス認証利用料金

1. 適用

ラディウス認証利用料金は、電子証明書によりラディウス認証する航空機局に適用します。

2. 料金額

契約者のラディウス認証する航空機1機ごとに月額1,700円（税別）を設定します。

第7 手続きに関する料金

1. 適用

手続きに関する費用は、次のとおりとします。

- (1) 契約料 契約の申込をし、その承諾を受けたときに支払う料金。
- (2) 譲渡承認手数料 利用権の譲渡承認請求をし、その承諾を受けたときに支払う料金。

2. 料金額

料金種別	単位	料金額
契約料及び契約変更料	一の契約ごとに	800円（税別）
譲渡承認手数料	同上	800円（税別）

第8 工事に関する料金

利用契約者からの個別要請に基づき、平成24年10月1日以降、新規に設備構築あるいは機能構築等の工事を行う場合、別に算定する実費相当額を一時金もしくは月額料金として当該契約者に請求します。(注4)

第2表 別に定める実費の算定方法

この約款に規定する別に算定する実費とされているものについては、それぞれ次により算定します。

第1 注1について

毎月請求に係るもの

(1) 第1表の成田国際空港におけるアクセスポイント利用料金

下記合計額

ア. 相互接続する電気通信事業者(空港情報通信株式会社)の「総合情報通信ネットワークサービス(無線LAN)約款」によるアクセスポイント使用料、フロアスイッチのポート使用料ならびに付加サービス使用料(Radiusサーバールーティング)。

ただし、利用契約者数が複数の場合、当社がその都度指定した比率により按分するものとします。

イ. 一般管理費。

ただし、利用契約者数が複数の場合は、本項を適用しません。

(2) 第1表の大阪国際空港におけるアクセスポイント利用料金

下記合計額

ア. 相互接続する電気通信事業者(株式会社NTT西日本ー関西)の「空港内無線LANアクセスポイントサービス」によるアクセスポイント使用料。

ただし、利用契約者数が複数の場合、当社がその都度指定した比率により按分するものとします。

イ. 一般管理費。

ただし、利用契約者数が複数の場合は、本項を適用しません。

第2 注2について

第1表の広帯域WAN利用料金

(1) 毎月請求に係るもの(一時請求に係るものを除きます)

下記合計額

ア. 次の料金および費用について、その利用区間の利用者数で按分します。

① 相互接続する電気通信事業者(KDDI株式会社)の「ワイドエリアバーチャルスイッチ契約約款」の回線使用料金(回線終端装置等を含みます。)

② 広帯域WANの構築に係る分担金

月額116,060円(税別)

ただし、利用契約者が複数の場合、当社がその都度指定した比率により按分するものとします。

利用区間とは空港局設備と空港側WAN、空港側WANとセンター設備、センター設備と契約者側WAN及び契約者側WANと契約者自営端末設備または自営電気通信設備の4区間となります。

イ. 一般管理費。

ただし、利用契約者数が複数の場合は、本項を適用しません。

(2) 一時請求に係るもの

下記合計額

ア. 相互接続する電気通信事業者（KDD I 株式会社）の「ワイドエリアバーチャルスイッチ契約約款」の回線設定変更一時金（工事費等）及び契約者が希望する空港局の回線設定変更一時金（工事費等）。ただし、利用契約者が複数の場合、当社がその都度指定した比率により按分するものとします。

イ. 当回線の設定変更に係るその他の諸費用。ただし、利用契約者が複数の場合、当社がその都度指定した比率により按分するものとします。

ウ. 一般管理費。

ただし、利用契約者数が複数の場合は、本項を適用しません。

第3 注3について

第1表の成田国際空港における設定一時金

(1) 一時請求に係るもの

下記合計額

ア. 相互接続する電気通信事業者（空港情報通信株式会社）の「総合情報通信ネットワークサービス（無線LAN）約款」による開通工事料ならびに Radius サーバルーティング設定料。

ただし、利用契約者数が複数の場合、当社がその都度指定した比率により按分するものとします。

イ. 一般管理費。

ただし、利用契約者数が複数の場合は、本項を適用しません。

第4 注4について

1. 毎月請求に係るもの

下記合計額

ア. 当該設備または機能の構築に係わる月額負担金

イ. 当該設備または機能の維持に係わる費用

ウ. 一般管理費

2. 一時請求に係るもの

ア. 当該設備または機能の構築に係わる工事費

イ. 当該設備または機能の構築に係わる事前事後の調査・調整費用

ウ. 一般管理費

第5 その他

1. 一般管理費

一般管理費は、当該料金の5%とします。

2. 按分比率

当社がその都度設定する按分比率として、次を適用する。

ア. 共用する契約者が2人の場合の料金

利用契約者が1人の場合の料金×0.633

イ. 共用する契約者が3人の場合の料金

利用契約者が1人の場合の料金×0.411
ウ. 共用する契約者が4人以上の場合
利用契約者が1人の場合の料金×0.308

附則

本約款は、平成19年6月27日より実施します。
本約款の改正は、平成20年10月1日より実施します。
本約款の改正は、平成22年7月1日より実施します。
本約款の改正は、平成23年6月1日より実施します。
本約款の改正は、平成23年10月1日より実施します。
本約款の改正は、平成24年10月1日より実施します。
本約款の改正は、平成26年4月1日より実施します。